

令和 7 年度
全国労働衛生週間実施準備指導会

令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱等
について

郡山労働基準監督署
安全衛生課長 高橋 貴大

全国労働衛生週間 実施要綱

今年のスローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて

ストレスチェックで健康職場」

期間 10月1日から7日まで 9月は準備月間

趣旨

- 高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けている
- 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加
- 女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題
- 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加
- 過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件
- そのうち精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多

- 化学物質を対象したリスクアセスメントの実施（自律的管理）が令和6年度に全面的に施行され、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要
- がんの労災補償の新規支給決定者は石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人。解体工事が2030年頃をピーク。
- 解体改修前の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、資格者による事前調査、石綿事前調査結果報告義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画の推進、これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正

- 労働者数50人未満の小規模事業場のストレスチェックの実施義務化。
- 危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）の罰則
- 個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ
- 治療と仕事の両立支援が努力義務

労働衛生の現況

令和 6 年の全国休業 4 日以上の死傷者数

- 休業 4 日以上 135,718人 内死亡者数746人
- 業務上疾病 10,963人
- 業務上の負傷に起因する疾病者数 7,596名
 - 内災害性腰痛が約 8 割6,291名
 - 内異常温度、異常気圧下等の物理因子による疾病
1,564人内熱中症が 8 割1,257人

健康診断結果

- 定期健康診断の有所見率 令和 5 年58.9% 令和 6 年59.4%
- 特殊健康診断の有所見率 令和 5 年5.4% 令和 6 年5.8%
- じん肺健康診断の有所見率 令和 5 年0.3% 令和 6 年0.3%
- 石綿による肺がん及び中皮腫の労災支給決定状況 1,051件
 - 肺がん424件 中皮腫627件

新規化学物質製造輸入届状況

- 令和6年 製造607件 輸入103件 合計710種類

メンタルヘルス関係

- 過重労働による脳・心臓疾患の労災支給決定
令和6年度 241件 前年比で25件増加
- 強い心理的負荷による精神障害等の労災支給決定
令和6年度 1,055件 前年比で172件増加
- 仕事や職業関係で強いストレスを感じる労働者の割合
令和6年度 68.3% 令和4・5年度は8割超

最近の健康管理の動向

トピック

令和7年5月14日 安衛法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）公布

基発0514第1号令和7年5月14日

- 少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものである。

個人事業者等に対する安全衛生対策

- 事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に位置付けることとしたこと。（安衛法第31条の3第1項関係）
- 「その労働者及び関係請負人の労働者が」から「その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。）」（安衛法第15条第1項及び第3項関係）

心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

- 安衛法第66条の10第1項の労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除することとしたこと。（安衛法附則第4条関係）

化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

- 作業環境測定の対象拡大「個人ばく露測定」を作業環境測定に位置付けることとしたこと。（作業環境測定法第2条第3号及び安衛法第2条第4号関係）

• 高年齢者の労働災害防止のための措置

- 高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。（安衛法第62条の2第1項関係）

事業者が行う労働衛生対策

基本的対策

- 労働衛生管理体制
- 作業環境管理
- 作業管理
- 健康管理
- 労働衛生教育
- 安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメント

職業性疾病対策

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 粉じん障害防止対策
- 物理的因子等による疾病・酸素欠乏症等の防止対策

健康確保対策

- 健康の保持増進対策
- 過重労働による健康障害防止対策

快適職場づくり計画

- 快適職場の形成促進

労働衛生管理体制の確立

- 産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- 労働者を含むすべての関係者が積極的に労働衛生活動に参加すること。
- 衛生委員会の開催とその活動の活性化

労働衛生教育

- 雇入れ時等の教育について、非工業的業種のような特定の業種では、一部教育項目の省略が認められていましたが、当該省略規定が廃止されました。
- 以前からの業種に加えて、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が追加され、職長等教育の実施が義務付けられました。
- 「職長等」とは、作業中の労働者を直接指揮又は監督する者をいい、「リーダー」「班長」「ライン長」など名称のいかんを問わず、仕事を行う上で現場での指揮又は命令を行う者が「職長等」に該当します。

高年齢労働者の安全と健康確保対策

➤「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定

□事業者に求められる事項

- ✓経営トップによる方針表明及び体制整備
- ✓高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化する
- ✓安全衛生委員会等で高年齢者労働災害防止対策を調査審議する

□職場環境の改善

- ✓身体機能が低下した高年齢労働者であっても安全に働き続けることができる事業場の施設、設備、装置等の改善

□高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ✓日常的なかかわりの中で、高年齢労働者の健康状況等に気を配る

□安全衛生教育

- ✓高年齢労働者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用する

酸素欠乏症等の防止対策

➤ 酸素欠乏症の労働災害発生状況

年		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
酸素 欠乏症	発生件数	9	11	5	6	4	10	3	4	3	2
	被災者数	9	13	5	7	5	12	3	6	4	4
	死亡者数	6	4	5	6	5	8	2	5	4	1

備考：被災者数は死亡者数を含む。

➤ 硫化水素中毒の労働災害発生状況

年		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
硫化水素 中毒	発生件数	4	2	7	5	5	6	6	4	2	3
	被災者数	5	3	7	10	5	9	6	5	2	4
	死亡者数	1	0	2	4	1	6	2	2	0	2

備考：被災者数は死亡者数を含む。

- 空気中の酸素濃度が18%未満である状態を酸素欠乏といいます。
- 酸素濃度が低い空気を1回吸い込んだだけで死亡することもあります。
- 「酸素欠乏危険場所における作業に係る業務」は作業主任者の選任と酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育が必要です。

騒音障害の防止対策

- 令和5年4月 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂
- 労働衛生管理体制
 - 事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任
- 作業環境管理
 - 屋内作業場・・・作業環境測定
 - 坑内作業場・・・定点測定
 - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
 - 個人ばく露測定の方法・・・等価騒音レベルを測定できるJIS C1509-1 又はIEC 61252 に規定する精度を満たすものとする
- 作業管理
 - 聴覚保護具・・・日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
 - 作業時間の短縮
- 健康管理
 - 雇い入れ時健診と定期健康診断
- 労働衛生教育
 - 管理者を選任するときは、当該者に対し、決められた労働衛生教育を行う

騒音性難聴に気を付けましょう

- 騒音に暴露すると高音域から聞こえなくなってきました
- 対策を講じないとどんどん悪化します。初期症状が大事。
若い人も注意が必要
- 日常生活でもヘッドホンやイヤホンで難聴・・・音を聞きながら人と会話できるくらいの音量が良い。1時間くらいで耳を休ませる。
- 騒音作業・・・安衛則588条。ガイドライン。研削盤、インパクトレンチ、コンクリートブレーカー、動力プレス等60作業場
- 作業環境測定の実施
- 騒音発生源の対策が必要。音の伝播の防止
- 防音保護具の適切な着用と、作業時間を決めて守る

職場における労働衛生基準

- 令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、一部の規定 1を除いて同日から施行されています。
- 作業面の照度基準

改正前			改正後	
作業の区分	基準		作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上	→	一般的な事務作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上		付随的な事務作業*	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上			

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく鑑別したりする必要のないものが該当します。

➤ 温度

□改正前17度以上28度以下 改正後18度以上28度以下

➤ 一酸化炭素・二酸化炭素の測定

□検知管方式と同等以上の性能を有する測定器として

□一酸化炭素：定電位電解法、二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法

➤ 救急用具

□「負傷者の手当に必要な救急用具及び材料」備えなければならない具体的な品目が規定から削除されました

情報機器作業における労働衛生 管理のためのガイドライン

➤対象となる作業

- 情報機器を用いた事務所作業・・・デスクトップ型、パソコン ノート型パソコン、タブレット、スマートフォン
- データの入力・検索・照合等 文章・画像等の作成・編集・修正等 プログラミング、監視等

➤作業環境管理

- 照明等・・・間接照明はグレア防止に効果的。ディスプレイと書類を交互に見る作業では、明るさが著しく異ならないように。机上の照度は300ルクス以上が目安。太陽光が差し込むときは、窓にブラインドを
- パソコン機器・・・輝度やコントラストの調節機能 眼の保護 位置や向きの調整機能 正しい姿勢 動かせるキーボードやマウス 肩こり防止
- 椅子、机・・・安定して座れ、移動しやすいもの。机の高さは作業者に合ったもの。座面の高さや背もたれが調節できる等

➤作業管理

□疲れのない方法で作業をしましょう

□作業時間

- ✓ 1日の作業時間が長すぎないように
- ✓ 1時間以内で1サイクル・サイクルの間は10-15分の作業
休止 サイクル中にも1、2回の小休止を
- ✓ 作業者に応じた業務量

□作業姿勢

- ✓ 椅子に深く正しく座り
- ✓ 足は足裏の全体が接するように
- ✓ 長時間同じ姿勢にならないようときおり立ち上がるか立ち作業を

□機器の調整

- ✓ ディスプレイは、眼から40cm以上の距離
- ✓ 画面の上端は眼の高さまで
- ✓ ディスプレイの位置角度、輝度を調節
- ✓ ディスプレイと書類を交互に見る作業では、書類を眼が
疲れのない位置に

誰もが安心して健康に働ける職場づくり
へのご協力をお願いします！